

契約保証及び前払金保証の電子化について

高知市では、建設工事及び建設工事に係る測量・コンサルタント等業務委託における**契約保証及び前払金保証**について、**令和5年4月1日以降に契約締結するもの**から、電磁的記録により発行された保証証書（電子証書）による提出を可能としましたのでお知らせします。

具体的な手続については、保証機関（保証事業会社）にご確認ください。

なお、引き続き、紙の保証証書での提出も可能です。

1 電子化の対象となる保証証書

保証の種類	証書等の種類	保証機関
契約保証	契約保証証書	保証事業会社 ※
前払金保証（中間前払金含む）	前払金保証証書	保証事業会社 ※

※ 西日本建設業保証(株)、東日本建設業保証(株)、北海道建設業信用保証(株)

金融機関の「保証書」や、保険会社の「公共工事履行保証証券」「履行保証保険証券」についてはこれまでどおり紙の証書や証券（原本）での提出が必要です。

2 電子証書の提出方法

保証契約締結後、保証事業会社から発行された「保証契約番号」と「認証キー」を、高知市契約課宛の電子メール本文に記載又は添付のうえ提出し、必ずメールの到達確認を電話で行ってください。

（前払金（中間前払金）の請求については、高知市の債権者登録者に限り、請求書への押印を省略できますので、申請書と請求書もあわせてお送りいただくことで来庁することなく手続を行うことができます。）

3 提出先

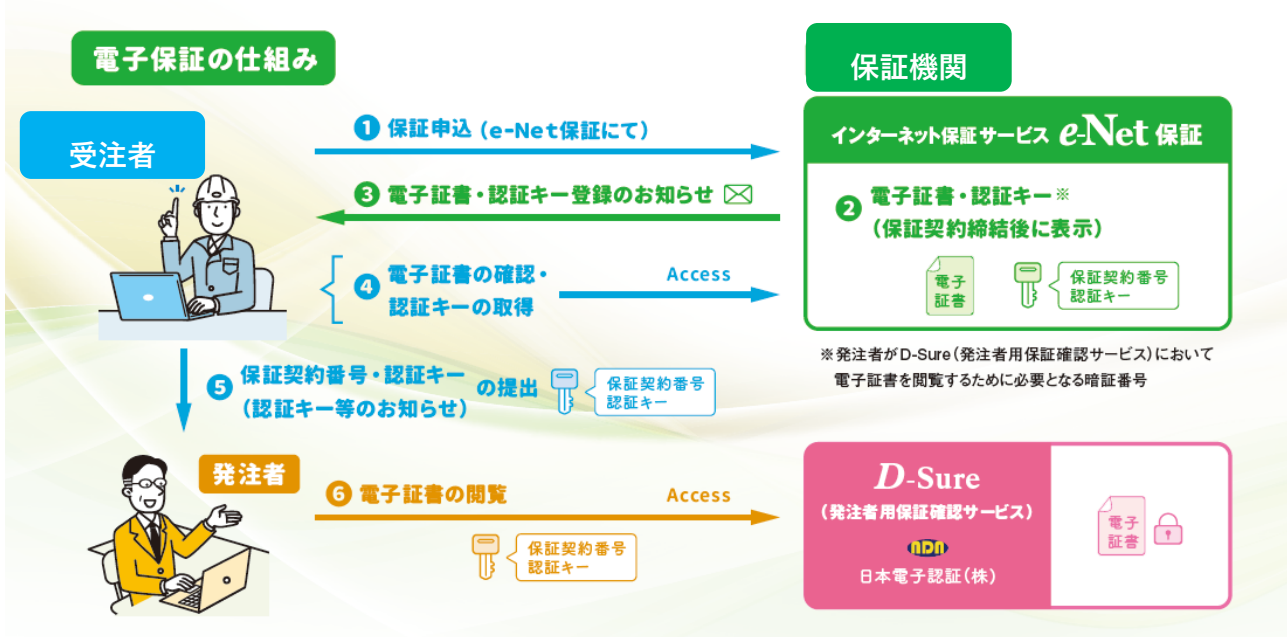
高知市契約課：kc-050500@city.kochi.lg.jp

電話番号：088-823-9416

4 その他

契約保証のうち、契約保証金（現金）の納付の場合は、来庁のうえ納入通知書の受け取りと、払込後の領収書（原本）の提示をお願いします。

<参考> 電子保証の仕組み (イメージ)



問合せ先
高知市総務部契約課 工事契約担当
電話 : 088-823-9416
Mail : kc-050500@city.kochi.lg.jp